

第6回 輸入麦の政府売渡ルール検討会議事概要

日時：平成21年1月9日(金) 10:00～11:40

場所：農林水産省 本省7階研修室

開 会

(塩川食糧貿易課長) おはようございます。予定の時間がまいりましたので、ただ今から「第6回 輸入麦の政府売渡ルール検討会」を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お足下の悪い中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

会議を始めます前に、私は、この度、1月5日付けで食糧貿易課長を拝命いたしました塩川でございます。よろしくお願いいたします。

また、前任の梶島につきましては、総合食料局総務課長に異動となりましたので、紹介させていただきます。

それでは、議事に移りたいと思います。林座長、よろしくお願いいたします。

議 事

(林座長) それでは、議事次第に沿って、議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、先ず、資料1についてですが、これまでの議論の中でも出てまいりました国内産麦をめぐる状況について事務局から説明していただきます。

その後に、これまでのヒアリングで出していただいた御意見等について事務局の方で整理してもらいましたので、これを基に意見交換を行ってまいりたいと思います。

それでは、先ず始めに事務局より国内産麦をめぐる状況の説明をお願いします。

資料1「国内産麦をめぐる状況」(塩川食糧貿易課長より説明)

(林座長) ただ今の説明について、質問等がありましたら、お願いします。

(三村委員) 一つだけ教えていただきたいのですが、資料13ページのオーストラリアが昨年7月から国家貿易を廃止している、その理由を教えてください。

(大木委員) 私も同じ質問です。

(奥原食糧部長) どの国でも規制緩和の動きが出てきています。日本はアメリカ、カナダ、オーストラリアの3カ国から小麦を輸入していますが、その中でカナダとオーストラリアはこれまで輸出について国家貿易のスタイルをとっていました。ですが、オーストラリアの方でも、自由経済でやっていくという観点から、輸出について国家貿易の仕組みを今年度からやめて、それぞれの輸出業者が独自に輸出を行うという方向に切り換えています。また、カナダでも、輸出の国家貿易をやめようという話が、まだ決まっていますが、検討が進んでいるということです。やはり、世界的に貿易について、国が管理するという方式をだんだん緩めていくという方向に動いているということだと思います。そうしますと、輸入する方も、それに対して、どうするかを考えていかなければならない状況になるんですね。例えば、オーストラリアで、今までは一元的に輸出することになっていたのですが、どのような品質ものを輸入するかは、そこを一元的に話ができただけなのですが、今年からはいろいろなところと話をしなければならなくなっています。また、それぞれの輸出業者は、自分の麦の品質の特徴を出して売っていきこうという動きもあり、そういう中で、日本が一定の品質のものを一元的に求めていくということできるのか、なかなか難しいものがあります。今年は、製粉メーカーとも話しをしながら、どういった品質のものを買うのか調整しながらやっているところですが、そういうことも含めて、これから先どのようにしていったらいいのか、よく考えなければいけない時期に来ていると思います。

(林座長) よろしいでしょうか。どうぞ、柴田委員。

(柴田委員) 今の話しの続きになりますけど、昨年は世界的に小麦が増産され、需給は比較的ゆるんだところではありますけど、将来的にみた場合は、やはり需給はタイトになっていくのではないかとと思われるところです。そうした場合に、国家貿易が民間貿易になってくると、いわゆる買い負け現象という、輸出する側の価格が高くなり、また、こちらが求める数量、品質のものの買付けが難しくなってくることも考えられるのですが、どうでしょうか。

(奥原食糧部長) その点は、先生方の御意見をいただきたいところでもあります。たしかに需給がタイトになってきた時の安定供給をどうしたらよいかということはあると思います。しかし、食料の中で、現実に国家貿易という形をとっているのは、コメと麦だけです。昨年の事故米の問題もございましたが、国が直接、食品というものを品質管理、衛生管理しながら販売することがうまくできるのかという問題も実ははらんでおります。そういう観点の中で、どのものを安定輸入する必要があるのか、そのために国がどのような役割を果たせばうまくいくのかということを考えなければいけないので

はないか、国が直接輸入して販売することが一番いい方法なのかどうかということも含めて議論をしていかなければと思っております。その点について、先生方の御意見を伺いたいところです。

食料に限らず、他に安定輸入をする必要があるものはいっぱいあるわけで、それらは民間で輸入されて、それなりにバランスがとれているので、そういうこととの関係も含めて、どういった措置をとる必要があるのかということを経験的な角度から御検討していただければと思います。

(林座長) ありがとうございます。オーストラリアにしても、カナダにしても、輸出について国の関与を薄めていくということではありますが、一方で、この間の食料価格の高騰で、国として輸出するな、という動きもあったわけで、オーストラリア、カナダでは、そういうことについては、どのように考えているのでしょうか。

(奥原食糧部長) オーストラリア、カナダの方たちと我々も意見交換をしていますが、日本が麦を輸入している3カ国は自由主義経済の国ですので、これらの国は、輸出規制をするようなことはありませんよ、というのが、我々と議論する時の言い方ではあります。ただ、それは昭和40年代の後半に大豆ショックとかいろんなことがあったように、本当に食料が不足した、いざという時に、どのような行動をとるかということは、自由主義の国であってもよくわからない要素はあると思わざるを得ないです。現実には、去年は、麦についても、コメについても、輸出規制という世界的な動きがあって、輸出規制を行うとした場合には、国家貿易をしているか否かにかかわらず、国がそういう制度をつくれば、それが出来るわけですので、そういうことも含めて、安定輸入のためにどうしたらよいのかということを考えなければいけないと思います。ただ、こちらが国家貿易での運用を行っているからといって、輸出国の輸出禁止に対処できるかといえ、それはできないということでもあると思うので、その点も含めて、安定供給をどうやっていくかをいろんな角度から考えなければいけないと思います。

(林座長) 今、資料の13ページの話に集中しましたが、1ページからの内容について、いかがでしょうか。

(柴田委員) 国内産は1割強というベースであるということで、将来的には増やしていく方針であるということです。具体的には増産の可能性があるのは北海道・関東等かと思うのですが、地域別に見た場合どのあたりを増やしていくのでしょうか。やはり自由な市場の中で品質・生産量が安定する産地ということになるのでしょうか。

(塩川食糧貿易課長) 12月2日に試案として出した自給率50%の姿の中で、麦について180

万トンという数字を出しましたので、その話のことと思います。自給率を上げるためには、現在、作物を植えていないところに何かを植えなければならないという考え方から作っていきまして、一つは耕作放棄地ということになり、もう一つは水田の裏、昔は裏作で麦を作っていたんですが今はほとんど作られていないという状況の中で、その裏作をなんとか増やさないといけないということです。ということで、180万トンというのは北海道で作るというよりも、裏作麦によって拡大していくという考え方です。裏作麦は何処で出来るかという、昔は北関東、北九州の福岡、佐賀等で行っていました。要は冬場に水はけが良いところ、そういう水はけ等の状況を踏まえて可能なところで出来るだけ作るということで計算したのが180万トンでございます。戦後すぐに179万トンという実績もあったところでございますが、ただ、おっしゃったようにその作られた麦の品質面での問題もあります。それが実需者に受け入れられて、消費者が実際に食べていかなくてはならない。このようなハードルがいろいろあるわけですが、あくまでもそこは数字としてこういうものが出来るというところをお示ししたところでございまして、本当にそれを実現するためにはいろいろなハードルや、あるいは財政的な支援も必要でありますので、それも含めて国民的な議論を頂きたいということで、この食料・農業・農村政策審議会で議論が行われていくということでございます。

(柴田委員) その180万トンを実現するためですが、北海道でもホクシンだけでなくいろいろ品種開発していますけども、もう少し外国からの輸入麦に対抗できるものがあればと思いますが、今後の品種改良はどの程度期待できるのでしょうか。生産されるからには当然需要が必要だと思いますが、その需要に応えるために品種改良ということをどの程度見込んでいらっしゃるのでしょうか。180万トンの計算外なのか計算のうちに入っているのかということになります。

(塩川食糧貿易課長) 当然、品種改良は昔からA S W並みの麦を実現するため十数年前からやっているわけでございまして、これを引き続きやっていくということだと思います。北海道は今年きたほなみという製粉適性も良く単収も随分良いというものが出来ておりますので、こういう麦をしっかりと供給していくということになると思います。また品質だけではなくてコスト面もやはり考えなければならないということで、今の基本計画では3割くらいコストを下げるとしていますが、品質とコストと両面で考えていかなくてはならない。それから裏作麦は昔一つの農家が表と裏と両方を使って労働力をめいっぱい使っていたということだと思いますが、現在の水田農家の多くは兼業農家でいらっしゃる、表だけ作って裏を作らないところもあり、そこを無理やり作れと言っても無理です。従いまして、そこは例えば麦作集団、担い手の方に生産を集中していくとか、あるいは企業的な経営に農地を貸し出すとか、そういう形で裏作の遊休圃を集めてコストを安くして実需者の求めるものを作る、こういったことが揃わないと180万トンは実現

できないのかなということだと思います。

(三村委員) 今のことと関連するのですが、8ページのところを拝見していると、ある一つの品質に関してはかなりニーズからずれているということですよね。その際、その品種そのものを作り続けること自身の意味が、ある意味それが土地に合っているということなのかと思いますが、これから将来少しずつ日本産の小麦について価格が上昇してくるとなると、もう少し収量性があるとか、もう少し高品質の小麦へと品種を変えてくるという可能性があるのでしょうか。あるいはこの品種自身が改良されていく可能性があるということなんでしょうか。

(塩川食糧貿易課長) もちろんこれ自身も、品種改良してその土地に合った麦を作っていくということだと思いますが、一方で例えば福岡のシロガネコムギですが、たんぱくの分布している幅が狭いわけで、逆に言えば実需者にとってみれば、このたんぱく含有量が想定されるということからすると、それを補うブレンドというのが行い易い面もあるわけです。必ずしも外れているからダメということではないのだと思います。

(柴田委員) この8ページの興味深い資料なんですけど、基準値は現在の日本人の要求といいますか品質ということになっているわけですが、需要構造を積極的に変化させるということは農水省の考えの中にあるのでしょうか。フォーというお米を使っただけは、小麦よりもタンパク値の低いものでも、日本人に親しまれている。国内産小麦の消費をこれ以上拡大していくためには国が相当音頭をとって需要の構造を変化させることも必要なのではないかと思うのですが。現在、ラーメンにしても世界的に日本人の食べている麺というものは芸術品に近いんじゃないかと、あそこまでどうしてこだわるのかという思いもあります。この基準値そのものを変えるという考え方はないのでしょうか。

(奥原食糧部長) 私もそういう問題意識は以前から深く持っておりまして、8ページのところを見ていただくと、一番下のところにASWというのがございますね、これはオーストラリアのスタンダードホワイトというものです。これが日本のうどんなどに一番使われているもので、基準とされているわけですが、実はASWというのは麦の品種そのものではないんですね。オーストラリアで収穫した麦をブレンドして品質を安定化させて商品としているわけでありまして。ですから日本でそのような工夫ができないのかとか、それから、前のページを見て頂きますと、国産とオーストラリアの小麦について、いろいろな項目で点数を比較しているわけですが、例えば色について、日本の製粉会社は白いものでなければ評価しないということになっているわけなんですけど、一方で消費者の方はまずそういうことはないと思います。むしろ国産で若干黒っぽくてもその方が消費者に好まれるという場合もあります。ですから需要そのものが消費者一般のニーズなの

か、それとも業界の中だけでの評価なのか、そういうこともよく考えなければならない時期に来ているのではないかと思います。

私もドイツに3年間おりましたが、ドイツではみんなが自国産麦で作ったライ麦パンを食べている。食料というのは自分の国で収穫したものをどうやって食べるかというのが基本であるべきで、もちろん輸入で入ってきたものが悪いわけではありませんが、ほとんど輸入品で作ったものだけを食べているという食生活は、あり方としてどうなのかということはあるんだろうと思います。ですから、パン、めん等に用いる小麦についてどういう品質評価をするのか、消費者が本当のところをどういう風に思っているのか、もう少し分析をし、あるいは消費者の方々と意見交換しながら需要構造そのものも変えていくということも必要なんだろうと思います。

それから、しばらく先生方にも入っていただいて米粉、飼料米の振興というものに力を入れ始めているわけですが、米粉でパンやめんを作るということになると、麦の方の需要と競合するということも出てくるわけです。そういうことも含めて日本の農業、それから食料の安定供給をどうしたらいいのかという角度から議論しなければならない。

この検討会は輸入麦をどう売るかということが中心ではありますが、こうした視野を抜きにしては議論できない課題でもありますので、是非そういう観点からもご議論頂きたいと思います。

(大木委員) 今、部長がおっしゃいましたように、製粉の適性というのは、製粉会社さんの意見だろうと思います。消費者の認識というのは、例えば色はそんなに白くなくても構わないという声を結構聞いていますので、国民にアンケートのようなものを行って、意識の調査をした上でこういう品質評価についての判断をして頂きたいと思います。実は、今小麦が足りない足りない、作っていないと言われておりますが、私ども消費科学連合会が昭和50年にアンケート調査を3千人に対して行ったんですね。そのときは、そういういろんな意見が出てきました。当時はわずか自給率4%でしかないという風に書いてありましたが、その当時から比べると、農水省さんもうがんばって今10数%になってきているわけですから、今後どんどん伸ばそうとしている中で、そういう観点からもいろんな意味でのアンケートというものをなさることも必要ではないかと思います。

(柴田委員) 将来、国内産麦を180万トンに拡大していく際に、全てが食用ということは難しいのかと思います。品質のばらつきなども考えると。そうした中で麦を飼料用に使っていくことは考えていらっしゃるのでしょうか。

(塩川食糧貿易課長) 否定はしませんが、自給率の観点からすると例えば牛肉をつくるのにその重量の11倍の穀物が必要だということがあるわけです。自給率の観点からすると、食料用として供給していく方が望ましいので、なるべくそういう方向で作って頂くこと

が大事なんだろうと思っております。

(奥原食糧部長) この点については、自給率でいくか、自給力でものを考えるかといういろんな問題があるところです。米粉を10万トンつくるのと飼料用に10万トンつくるのでは自給率が違ってきます。飼料用については10分の1を掛けて計算するという計算式になっているだけの問題ではありますが、そういうところで違ってくる。自給力という観点で考えるのであれば、製粉会社が品質が悪く引き取ることが困難な麦があれば、そのときは飼料用にするという選択肢は当然あり得ると私は思っております。

(座長) 米と小麦は殆ど同じと考えてよいと思うが、ひとつは人間の消費分、そして飼料用、そしてもう一つはアルコール用というのがあると思います。アルコールの選択肢は農水省さんはおそらく出されていないと思うが、もったいないという精神からいくと、これら3つを横並びで考える必要もあるのではないか、アルコールの選択肢をゼロにする必要はないと思います。

(柴田委員) 飼料の場合の話ですが、モンゴルの場合、野菜を直接食べない。なぜかという野菜を動物が食べ、そしてその動物を我々が食べるという食物連鎖が成り立っているため。そういう意味では、食用、飼料用という区別は問題にはならないと思います。

(座長) 牛肉の場合は11倍、豚肉の場合は5倍、鶏肉の場合は3倍程度の重量の飼料が必要ということで、効率からいうと人間が直接食べた方が自給率は高まるというという効率面の話だと思います。

(塩川食糧貿易課長) その点はまさに食料・農業・農村政策審議会において、自給率でいくのか自給力でいくのか議論していく問題。基本法でも自給率の向上を旨としてということが定められているわけですが、一方で不測の事態には食生活が一変するので、自給率では議論できなくなる。飽食の中での自給率がどういう意味を持つかという議論もあるわけで、自給率、自給力どちらでいくかということを考える中で、飼料麦、飼料米についての位置づけをどうするか考えていかなければならない。

(大木委員) 是非その飼料用を検討して頂きたいなと思います。消費者は自給力という言葉あまり聴いていない。自給率が低くて大変だということは分かっていたのですが、飼料の話も含めて自給力の説明をした上で、それも伸ばして頂いたほうが消費者は納得もして押していくと思うんです。ですからそこは人間が食べるものだけにこだわらず、柴田委員がおっしゃられたような循環で考えるという総合的な考え方で進めて頂きたいと思います。

それからもう一つお聞きしたいのですが、先ほどきたほなみやホクシンはとても良い小麦という話がありましたが、そういう麦を皆が作りたいと思っても、きたほなみという品種を自分の田んぼに持ってきたときにうまく育たないということがあり得ますよね。そうした場合の田畑の改良ということについての研究も併せて行っているのでしょうか。

(塩川食糧貿易課長) ホクシンやきたほなみは北海道の畑作地帯用の品種であり、水田の転作で行っている内地となると気候条件や土壌条件も異なってくるので、そのまま育つというのは難しい面がありますが、一方で良い麦を作るためには基盤整備、土壌改良を進めなくてはならないので、別途必要な対策を行っているところであります。

また、きたほなみについては肥料を多投しないと良い麦は出来ないということでございまして、現在のような肥料価格高騰の中そういうことができるかということも問題となります。技術開発、資材の投入等も併せて考えていかなければ良い麦はできませんので、農家の方の努力とそれに対する国の支援ということで進めていきたいと思えます。

(柴田委員) 備蓄について、コメの場合は食用100万トンと10年に一度の不作が2年連続しても平気なようにという考え方で備蓄しているということですが、麦の場合はどのような考え方になっているのでしょうか。

(林座長) これは重要なポイントであると思えますので、是非、お答え願います。

(塩川食糧貿易課長) 昔は2.6ヶ月だったのですが、現在は1.8ヶ月になっております。1.8ヶ月にしているというのは、2.6ヶ月の時に比べて流通構造が改善されているということ、民間の流通在庫、また、財政状況も加味して、現在の1.8ヶ月になっているところであります。

(林座長) その備蓄について、将来、国家貿易が薄まっていったら、SBSを拡大していったらどのようなようになるのか、これとは全く別の問題として考えるのか。また、どこで備蓄を持つようになるのでしょうか。

(塩川食糧貿易課長) それについては、この次の議論に入るのではないかとと思いますが、この間のヒアリングでも、民間企業はコストを考えて、なるべく在庫を持たないので、SBSに移行することには躊躇するような御意見もあったようですが、まさにSBSにしていくと、今は1.8ヶ月分を政府が持っていますが、SBSが広がっていった場合には、これをどうするのかということは考えなければいけないと思えます。

(林座長) 他にいかがでしょうか。12ページのマークアップについては、多くの方がご存じなかったと思うのですが、経営所得安定対策の経費に一般会計から19年度の見込みで総額714億円が出ていて、これに比べてマークアップからは201億円というのは、バランスから見るとそれほど大きな数字ではないと思うのですが、マークアップは小麦を食べられる方に負担していただいている、一般会計は、例えば、私は断固としてご飯しか食べませんという方にも負担していただいていると、この2つは考えられると思うのですが、この比率は、私としては妥当な比率かなと思うのですが、委員の皆さんはどうでしょうか。

(奥原食糧部長) ちょっと、よろしいでしょうか。この点は、比率が決まっているわけではなくて、これまでの歴史的には、マークアップとして徴収したもので国内産麦の振興費を賄うことを基本的な考えとしていたのですが、それがだんだん崩れてきて、現在このような状況になっているわけです。実際、マークアップがどれだけ取れるかは、政府の売渡価格をどの水準に設定できるかにかかっているわけです。これはまさに現在、この検討会で御議論いただいている売渡ルールと関係するわけです。これまでは8ヶ月の平均買付価格に予算上積算しているマークアップをのせて価格を計算しているのですが、実際は計算して出てきた数字どおりには毎回なっておらず、例えばパーセントでいって1桁の部分を切り捨てたり、若干の配慮をする形での決定をしてきたので、マークアップを十分取れるような水準になっておらず、また、8ヶ月平均をとっていることによるタイムラグ、買付価格が上昇していく中で売渡価格がなかなか上がらないこともあり、そういう状況の中で19年度のマークアップ、総額201億円は予算上の水準よりはかなり低いものとなっているところです。ですから、この比率は一定になっているものではありません。ですが、このマークアップだけで内麦振興費は賄えないというのも現状であります。ですから、消費者の負担していただく部分と納税者に負担していただく部分と、これをこれからどのように考えていくのか、麦だけの問題ではないと思いますが、これを考えていくことも必要だと思います。

(林座長) ありがとうございます。他に。

(柴田委員) 生産者のコスト、14万円というのは下がってきているのかどうかということと、それと販売価格との差、国内的な逆ざやは広がってきているのかどうかという2点を伺いたいのですが。

(塩川食糧貿易課長) まず、コストですが、トンあたりの数値がないので60kgあたりの数値でお示ししますと、例えば、平成12年産の60kg当たり生産費は9,065円でしたが、18年産では8,560円。これは単収の振れがありますので、10aあたりの数値でみますと1

2年産は62,359円、18年産は59,446円となっておりますので、低下傾向にあるものと見ています。

(柴田委員) 逆ざやはどうでしょうか。狭まってきているのでしょうか。

(事務局) 最近、国内産麦につきましても、その評価が高まってきていることもありまして、入札価格が上がってきているところであります。一方で、生産費につきましても、今、御説明申し上げましたとおり、下がり傾向にありますので、その差は狭まる傾向にあります。

(林委員) その他にいかがでしょうか。三村委員。

(三村委員) 一つ伺いましたのですが、マークアップの中の経営所得安定対策原資の「原資」という意味合いなのですが、将来的にもこのような目的という形で設定されるということは、今後も常に変わらないのでしょうか。流れとしては、国産麦の競争力を上げていくということなのかもしれませんが、それには時間が掛かり、対策も必要だと思います。ですが、もし、ある状況において、国産麦がある程度の自立性と競争力を回復できた時には、このマークアップが、基本的には政府が負担している費用分がマークアップ分であるという考え方に成り得るのかどうか。今は政策的にこれが入っている感じもするのですが。

(塩川食糧貿易課長) 今、おっしゃられたのは、国内産のコストが下がっていけば、マークアップはいらなくなるのではないかということではないかと思いますが…。

(三村委員) 言い方をかえれば、国産麦が自立的になっていくということですが…。

(塩川食糧貿易課長) 我々もそれを目指して、そういう方向を目指して、規模拡大や生産コストを下げる努力をしているわけですが、一方でアメリカや豪州のように日本の200倍だとか、1000何倍の面積をもって、大きな機械で収穫をしていくということですから、日本の小さい面積でいくら頑張っても、横綱と十両ぐらいの差があるわけですから、いくら頑張っても超えられないという部分は残らざるを得ないのかなと思っております。また、その部分をどうしていくかということが、今後の議論すべきことではないかと思っております。

(林座長) よろしいでしょうか。よろしければ、国内産麦をめぐる状況についての議論はこの辺にしたいと思います。次に、今日、もう一つ、論議していただきたいことがあります。

まして、これまでのヒアリングで出された意見等について、事務局から説明をお願いします。

資料2「関係者からのヒアリングの概要」（塩川食糧貿易課長より説明）

（林座長）ありがとうございました。いかがでしょうか、これは過去5回のヒアリングの結果をまとめていただいたものですが、どの項目からでも結構ですので、御意見あるいは御質問ございましたらおっしゃっていただきたいと思います。

私の印象としましては、非常によくまとめていただいているので、これを基にこれからの議論を進めていけるかなと思います。

柴田委員、どうぞ。

（柴田委員）非常に整理されて、座長のおっしゃるように、非常に参考になるのですけれども。需要家から見た場合に、何がどうあればいいのかというのが変わってきているのかなと。要するに今までは過去三十数年ですね、小麦の価格は比較的に安定していて、循環的な価格変動はありましたけれども、基本的に言えば需給も緩んでいるというような状況でしたから、いわゆる価格の低位安定という部分と、それから供給は、調達はまず心配はないというような環境でした。もう一つ、従って日本の需要家の追求すべき点は、いい品質を日本の消費者向けに確保すると、こういうことで、安全を含めた品質の安定と、こういうところが全部満たされる事態がずっと続いてきたわけでありまして。ただ、ここ数年のところは、どうも需給が逼迫し価格が上がってくる。こういう中で、この三つの目標というのが、同時にどうも取れなくなってきているので、前回のヒアリングの中で、質問させていただいたんですけれども、三つが全部満たされないとすると、何を捨てて何を取るんですかというような、やっぱり調達の安定、それと品質というところを皆さん何となく優先されたなという感じがするんですけれども。従って、今のこの価格はどうするか、価格を捨てるにしても、やっぱり安定を追求しないといけない、しかし、益々海外の価格は過去と比べると、高いレベルで乱高下するようになってきているので、そこをいかにこう、この制度を見直していくのかということだと思えるのですけれども。要は、中で意見を聞いた際にちょっと思ったのは、今の時期、非常に乱高下している時期に制度の見直しが始まったので、もっと落ち着いてからしたらいいんじゃないかという意見もありまして。しかしどうもですね、先がどうなるかわからない部分もあるんですけれども、益々乱高下してくるんじゃないかという気がしますので、その点は今まさに移行期にしっかり議論した方がいいのかなという気がします。

（林座長）という意味では、今が論議すべきだということですね。ただどちらかというと、これまであまりにも、安定してきたことが、攻撃性がこの業界は減ってるのかなと、あ

まりにも安定志向になっていやしないかと、私は全体的なヒアリングの印象を受けたのですが、いかがでしょうか。

(柴田委員) そうですね、安定が当たり前だと。三つのこの目標がですね、引続きいづれも達成、追求可能なんだというようにところに浸りきっている感じがするんですけどね。

(大木委員) こないだのヒアリングを聞いていますと、やっぱり安定がよくて、国に頼って自立しないでやっていけるのがいいんだなという感じでまとめていただいているのですけれども、もっともっと生々しく私どもヒアリングの時には聞こえてきたんですね。これは上手にまとめてますから、そうは言っていないような気になりますけれども。その理由の一つというのが、どなたかおっしゃってましたけれども、小麦の場合は、野菜とかと違ってストックが出来るので、それで安いときに買って、高く売るということで、過剰な利益を受けているのではないかという、おっしゃっている方に不信感があってそういうことになっているのかなと思いました。その不信感を拭い去るために、粉会社の取得価格がこんなだったんだよとか、それから保管料がこれこれ掛かってますよとか、そういうものを公開して、必要なものはこうだったというものを公開して、農水省も時によっては検査に入るとか、きちんとそれを見てあげるとか、とにかく今まで皆さんこういうことで、SBS方式があることを知りませんでしたと、もちろん私も知らない一人です。だったんですが、透明性というものが、よくなかったという気がするんですよ。ですからここで、私はお話を伺っていて、SBS方式というのはいいものではないかなという感じがしたんですけども。その分からないから透明性というものをもっと持ってもらうような方法を一つここでお考えになっていただけたら、前に進むのではないかなと伺っていて思いました。

(林座長) ありがとうございます。その点は重要なポイントかと思います。他にいかがでしょうか。

(三村委員) 問題の次元がいくつかあって、一つ非常に表面化してきたのは、どちらかというと、需要は非常に厳しくなっていて、小売業において非常に価格競争が激しくなっている、その中で、原価が上がっているにもかかわらず、製品価格として値上げができないという状況は非常に厳しい。私はこの中でおっしゃられたことは本当に現実だろうと思います。それが現実には加工食品メーカーとか関連するところを大変苦しめているという現実。ただその場合に一つ恐らく問題は、先程の議論がありましたように、需要の構造と小売業の要求と本当に一緒なのだろうかというところも本当はあるんだろうと思うんですね。そこにおける競争のあり方が余りにもどちらかというと、売り手視点とかどちらかというと小売視点が非常に強くなりすぎて、これはいろんな形で歪みが

出てきていると思うんです。そうすると将来的に制度設計をしていくことを含めた時に、最終的な商品に近いところの団体まで含めて、問題に対して解決を求めていく必要は絶対あるし、それはどこかの企業が、あるいは特に中小の企業、中堅どころが自分でそれを自ら被らなければいけないという状況はやはり作ってはいけないんだと、それを含めて、需要のあり方を変えていくためには、全体的にはよく言うバリューチェーンではありませんけれども、それを全体として仕組みとしてきちんと議論をいれて、これだけ厳しいなということと、制度を変えることはこれだけ意味があるんだということを最終段階を含めて巻き込んでいく、その必要性があるだろうと思います。そうしないと、中に出てくる議論は非常に分かるんですが、今後恐らく、ちょっと質問を申し上げた時に、国際相場は下がると絶対引下げの圧力が掛かってくるんですね。引上げするのにこれだけ大変な思いをされているのに、これを逆に利用されることがあるという考えでは、決してこのままで放置していいというわけではないというふうには、恐らく関係者の方も思っていらっしゃるのではないかなという感じはいたします。それからもう一つは次元の違いという話からしますと、国際的な環境変化をどう考えるかと、それから野菜とかと違うのは、非常に在庫期間が長い、これはもちろんそれが持ち込まれる不透明差が出てきます。しかしそれと同時に、相手先が例えばオーストラリアが、国家貿易を止めると言ったとしても、相手は巨大な存在であるということを前提として、やはり日本からある程度、安定的に買付けを続けるということについて、仕組みと制度が必要であると。そこに国の役割があるということを明確に打ち出すということは当然必要でしょうし、そうすると制度設計していく上で、あくまでそこには確実に国の役割があるということを見せていく必要があるだろうと思います。ただそれと同時に、それでちょっとよく分からないのですけれども、相場が乱高下していく形で、どこかで価格変動を吸収していかなければいけないのですが、それを今のところは国が財政的にプラスとか分からない中で、今のところはやってきていると思いますが、それはどこか国内に持ち込んだときに、安定化する何か一つの装置は必要になってくるんだろうというふうに思います。ただ現実、それが今のところ何処にもないので、それが皆さんは非常に不安だとか、よくわかんないとか、疑問だとか、どういうふうな影響が出るんだろうとかいような形になられているんだと思います。それからすると、国際相場と国内価格の最終的な需要者へ向けての価格安定化、これはメーカーあるいは製粉業者、全部皆さん御一緒ですので、そのこのところの繋ぎのところが出来るような仕組みを、できるというかそれは自然的にきっと出来るんだろうと思うんですけれども、出来やすいような形の制度設計に向けた検討ということが必要かなという、あくまでまずは二つはあると思います。

(林座長) ありがとうございます。柴田委員どうぞ。

(柴田委員) 価格が、海外相場がかなりここらあたり高まって変動する中で、国内へ如何

に変動を安定させるかということも重要だと思います。一方で、例えば自由化、あるいは日本の生産者でもいいですけども、価格の変動をヘッジする、リスクヘッジする、こちらの考え、例えば国内の小麦の上場ですよ、こういうふうなことも、対応の一つには選択としてあり得るのかどうか。難しいですけども。米なんかも同じような議論になってきちゃうのかもしれない、非常に判断が難しいかもしれませんが。

(塩川食糧貿易課長) 米につきましては、生産調整というか需給調整をしている中で、なかなか商品市場に馴染まないということで上場品目になってないということになっています。麦についてはちょっと今、頭の中で整理します。

(奥原食糧部長) 東京穀物取引所で小麦についてどうするか検討をしているということは我々承知をしております。それとヘッジを考える時に、米と麦というのは全然違うんじゃないかなろうかと。ここの主要食糧の法律の中では、米と麦が日本人の主要食糧ということで相当力を入れることになっておりますけれども。国産で殆ど賄うことになっている米と、殆ど輸入に依存している麦と全然違うんです。国家貿易を両方ともやっていますけれども、意味合いすら違う。麦の場合は国家貿易で入れることで安定的に、出来るだけいい品質のものを安くということになるんでしょうけれども。それに対して、米の場合の国家貿易は出来るだけ国産の米に影響が無いようにするという目的でやっている。手法は同じでも目的が実は全然違う。これまで米と麦を我々一体として、トータルとして物事を考えることはあまりしてこなかったんじゃないかと。法律の中に米と麦が入っていても、位置付けの整理をきちんとして、政策体系を作っているのかということとそうでもなかったのではないかと実は反省もございます。この一年、米の方の消費というのは上向いたわけなんですけれども。何故上向いたか、いろんな分析があると思うのですが、やはり麦を始めとして、輸入食糧の価格が上がってきた、これも国産の米について需要が回復した大きなポイントだと思います。そのトータルで日本の食糧なり、農業をどうしていくかということを考えなければならない。その時に、輸入の品目、これは、これだけ自給率が低いものですから、全部国産で賄うなんてことはできないわけで。60%のものをきちんと安定的に輸入することも考えなければならない。量だけではなくて、価格もそんなに大きく変動しない方がいいに決まっています。その仕組みとして本当にどうするのか、このリスクヘッジの方法も含めて、考えていかなければならないと思いますし、特に麦の方については、言えばアメリカのシカゴの相場が有りながら、それとは別に国内の需要がきちんと機能するのが本当に出来るのか、いろんな問題があります。むしろアメリカの方の先物取引をうまく使うというようなやり方も含めていろんな事も考えていかなければならない。ここはいろいろな商社の方の知恵も拝借しながら、実務的に合っているような仕掛けを多面的に考えていく、それも必要なことだろうと思います。

(林座長) ありがとうございます。今、部長がおっしゃいましたけれども、私も米と麦はかなり違うと、どう違うかという、米は自給していますが、小麦はやはり180万トンにこれからどうやってもっていくのかという意味で、先程、この業界が少しく、攻撃性が少ないと言ったのは、そこで心配しているのですが。この機会にこそ、180万トンにして、国産麦を主体にしながら、もう少し、安定、安定と言っていないで、チャレンジを考えていただけないかという、そういう思いもあって、そこはちょっと米と違うんだろうと、そういう攻撃性がこの国はあってもらいたい、自給率の50%へ向上を考えた中でいうと、そういう考えなのですが。ただこの間、急激に高騰したり、どこかで大きな穀物メジャーが、政府がきちんとやってくれないと、そこにとんでもないことになって、中小の業界が困ってしまうのではないかと、そういう心配をされているのではないかと。ある意味では、ちょっと話を聞いていると、こんなに政府は信頼されているのかなと、すばらしいなと思います。そういう感じがこのヒアリングではしました。永遠にこのまま行ってもらいたいんだと。少し違うかなと、もう少し頑張ってもらいたい、そういう印象を持ちました。先程、大木委員がおっしゃったとおり、うまくまとめているから、生々しい感じが少しでないところはありますが、項目別にうまくまとめたいただいたなという感じがします。

(奥原食糧部長) ちょっとよろしいですか。今、政府が国家貿易で輸入をしていて、国の役割をどう考えるかというのは、先程、三村先生言われたとおり大きなポイントだと思うんですね。確かに今国家が握っていて、関係者の方、あるいは輸出国サイドからかなり信頼されているかもしれないなという思いはあるのですけれども。実態が何なのかということもよく考えておかなければならないと思ってまして、国家貿易でやると言っても、国が直接相手国と契約を結んでくるわけではないんですね。どんなやり方をしているかという、これは頻繁に国が商社に対して入札をやって、今度これだけの数量を輸入するから、どこの商社が扱いますかという入札をするわけです。この入札で落札した商社がアメリカなり、カナダなり、オーストラリアなりと、そこで交渉して、物を調達して、船を調達して日本へ運んでくるとこういうことなわけです。実際に買付行為をやっているのは商社ということになるわけでして、政府がやっているということで、出来る要素とすれば、特に輸出国と国家貿易をやっているときに、その輸出者サイドと日本政府とが話をする、これは従来もあります。オーストラリアともカナダともやっておりますし、アメリカであっても、直接の輸出業者でなくても、お米の生産者団体とか含めて、いろんな意見交換があります。それは国が輸入しなくても、商社がやるんでも、そういう方法はやり様があるということだろうと思うんですね。必要があれば、政府間でいろんな議論をして、安定供給する工夫はしていくことはある。それからもう一つは、金の支払いというのがあるんだらうと思います。商社が向こうへ行っていって買い付けてきて、その代金を向こうの輸出者からすると、取りっぱぐれる可能性はまず無い。日

本政府は商社にはちゃんと払いますから、というところの信頼感というのはある。ですから大きくいうと2点だろうと思います。大きく全体として、輸出国のサイドと調整をする、政府が出て行ってやる、これは国家貿易でなくてもできる事かもしれない。それともう一つは、代金の回収という意味で、政府が必ず払うという、これは別のやり方があるかもしれない。ということも含めて、国が一体何をやるのか、一番適切なのか、国の役割の有り方、それを前提にして、民間の企業がどういう取組をすると一番うまく行くのか、ということを広い角度から、検討する必要があるんじゃないかと思っております。

(林座長) はい、強力な保証人というところでしょうかね。全部、これから政府が考えて行かなければならないことですね。とりあえず、今日はこのまとめていただいたヒアリング概要についてどうでしょうか。

(柴田委員) 価格の安定という部分と安定を望んでも海外の価格が高まってきているんですけれども、いかに国内でもってその変動を、激変を緩和していくのか。あまり緩和し過ぎると、この海外の動きと乖離があって、歪みが非常に溜まってきて、小島を寄せて大島になる格好で、大きな調整が必要になってしまうわけで、考えて見ますとこの製粉メーカーさんの流通の川上の部分から二次加工メーカーさん、外食産業さん、生産者と、特に外食産業さんはいわゆる比率が、小麦の原価の比率が少ないので、全体のバランスの中で吸収している。二次加工メーカーさんも、2、3割のところですから、これも腹をくくれば、自分で吸収できる仕組みが出来ている。問題はこの製粉メーカーさんの部分だと思いますけれども。今、ヒアリングの意見を私なりに感じ取ったところを見ますと、年1回であったのがもうそうはいかなくなっている。年2回、3回になると価格交渉に非常に労力が掛かってくる。だから現状維持でいいではないですかという意見になるわけですがけれども、しかしそれもやっぱり歪みが溜まるのではないかと。だからそうすると、日々の相場変動に応じて値段が動くのかと、これもちょっとまたあれなので、もうちょっと中間の間にですね、いわゆる自らもう国だよりではなくて、自らある程度ルールを決めていく必要がでてきている、そういう時期に来ているのかなという気がするんですけどね。となると、1回ではなく、2回でも済まなく、3回やると煩わしくなってくる、4回、5回はもっと煩わしい、ですから日々の交渉、価格交渉をもうちょっと毎月とかの格好である程度、指標価格というのが提示できるようにされてくると、それを参考にして自分達が工夫して、どういうふうに取り込んで、自分達の業界のルールを作っていくか、こういうふうな話が適当なのではないかなという気はするんですけども。

(林座長) 確かにもう多くなれば、私のところで考えますという御意見もこのまとめの中

にありました。ある程度やっぱり気にしていただいて、自分達で動くということをしていただくべきかなと、そういう感じがします。

(柴田委員) そうなった場合には、一般の輸入の形式がいいのか、S B Sの方がいいのか、また別な新たな次の選択肢が出てくると思います。

(林座長) はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。S B Sについて、結構ヒアリングの概要も8ページ以降全てS B Sの事が書かれていますが、ここについてはいかがですか。大木委員も先程S B Sはいいんじゃないかと言われていましたが、何かこれについて御意見ございますか。

(大木委員) (S B Sについては、) いいのではないかなと思いましたが、ただ、生産者の方の意見が気になるのです。国産の麦への影響が大きくなるんじゃないかなという。折角、国産麦をこれから伸ばして行こうという時にどうなるのか、という不安があるのですが、ちょっとそこだけは教えていただきたいのですが。

(塩川食糧貿易課長) 生産者の方の懸念がどういうところから来ているかが、不明なのですが、国産麦の価格は年1回で決めている。一方、輸入麦の方は回数、或いはS B Sということで今よりも価格改定の頻度が増えたり、今より改定の動きが大きくなったりすることで、なんとなく国産麦に影響があるのではないかという気がしていますが。これはもう少し検討する部分もありますし、もし、影響が出るようであれば、そうならないような対策を考える必要もありますし、或いはヘッジというもの、また、麦の場合は経営安定対策ということで価格と収入が変動した場合にナラす措置もあるわけですから、それで十分なのか、足りないのかを含めてもう少し検討すべきではないのかと思います。

(柴田委員) 確認なんです、S B S方式の場合は、銘柄と産地が決まっているからS B S方式という形で、入札をさせる格好になっているわけですね。これが毎月頻繁に行われてくるという理解でよろしいですか。

(塩川食糧貿易課長) 銘柄を指定しているというのは、デュラムとプライムハード、それは決めています、それ以外に特殊なこだわりの麦については、自分達で銘柄を決めて入れていることになります。

(柴田委員) 価格は変動するわけですね、それも常時変動しているという意味でよろしいですか。

(塩川食糧貿易課長) それもどういう時期にＳＢＳの入札を、一般入札の頻度にあわせてやるかどうかにかかってくると思います。それは制度の仕組み方にかかってくるものと思っております。

(奥原食糧部長) ＳＢＳであれば、その入札毎に価格は当然のことながら変わってきます。政府が買付けて売っている方は、これは年中買入価格は変わっていますが、販売の方は年２回しか改定していないわけです。今のＳＢＳは、そんなに大きい数量ではなく、パスタ用のデュラム、中華めん用のプライムハードですが、豪州が２年連続で不作でほとんど数量がなかったものですから、実質デュラムだけです。それとこだわりの麦が少し。今は業界の方がそんなに習熟している状態にないことは事実です。ですから、これを導入することにすれば、どう周知期間をおくかということをよく考えなくてはいけないと思いますけれども、価格は入札の度ごとに変動するということには間違いなくなります。

それからもう一つ、大木委員の言われた生産との関係なんです、この話は政府が売る麦の価格改定の回数との連動ではないのではないかと私は思っておりまして、輸入麦の価格水準と国産麦の価格水準の問題は、ある程度はあります。国産の方は年に１回、種をまく前に入札で来年の麦の契約を結んでしまうのですが、その後で輸入麦のどんどん価格が下がっていった、また、上がっていったときにどうなるのか、というのはあるのかと思います。輸入品の価格が上がっている時は、国内産は一定で一年間買えるので影響はないのですが、輸入品の価格がどんどん下がっている場合には、国産麦の実需者から見て、価格は決まっているんだけど引き取りたくないとかの話が出てくる可能性はあると思います。ここは価格の水準論の話、それからその格差が生じた時に、それについてどういう調整をし、どんなことを仕組んでいくのかという話は出てくるのかも知れませんが、回数が直接影響を与えるということにはならないんじゃないかと思います。ＳＢＳをとった時も同じでその水準がどうなるのか、ということとの関連の議論ではないかと思います。

(林座長) ありがとうございます。あと、ＳＢＳの対象拡大については、どうでしょうか。資料の９ページになりますが、大手めんの方からは全銘柄に拡大した方がいいとの意見もあったようなのですが、中小の方は一般銘柄まで拡大されると大手と中小の間で格差が生じるとかありましたが、実際そういうことが起きるのでしょうか。対象拡大については、同じめん業者でも大手と中小で考えが違うようなのですが。

(塩川食糧貿易課長) 今の政府の売渡しの方式であれば、中小の方でもそれなりにとれるという形になっているわけですが、これもＳＢＳの仕組み方によるのですが、これについて若干懸念が、やはり力の強いものが取っていくんじゃないかということをおっしゃ

ったんじゃないかと思います。

(林座長) これも先程三村委員がおっしゃったとおり、いろんな仕組みをどう作っていくかということが重要ですね。恐れておられることが、問題としての恐れであればですね、不公平あるいは、業界全体の訴えがあるようであれば、あまりにも後ろ向きになるようなことは当然避けなければならないと思いますが。是非、もっと活発な業界になってもらいたいなと私は思います。

(三村委員) 将来的にはS B S方式なんだろうと思うのですが、まだそれに全体として何が問題なのか、どういう仕組みであれば安定するのかということが、まだちょっと議論が足りないし、まだ全体の設計図が見えてないかと思うんですね。その当たりもう少しきめ細かく検討しておく必要があるだろうと思います。それからもう一つ、異常な価格高騰時に影響が大きいという製粉メーカーの御意見があるのですが、やはり安定的な変動時と、今回のような異常な時は、異常な対応をするしかないんだろうと、これは国としては。そこは少し切り離して考えた方がいいのかなと。異常な状況だから政府が関与するのではなくて、将来的な変動の影響が大きいということはある意味前提として安定的な制度へ変えましょうという議論にしておいた方がいいだろうと思います。どんな状況にしても、異常な価格高騰時は、どちらかに大きなしわ寄せが来ることは確かだと思います。

(林座長) 柴田委員、どうぞ。

(柴田委員) S B Sは小さくスタートしたと思うのですが、次に銘柄を増やしていく場合に何を基準に拡大していくのでしょうか。考え方というものはあるのでしょうか。

(林座長) これから議論をしていく中で、何をプライオリティにしていくかということであるとありますが。

(塩川食糧貿易課長) 大きく分けて二つあると思います。一つは全銘柄についてS B Sの数量を増やしていくという形と、もう一つは、今みたいに、特定の銘柄を決めて、その銘柄を増やしていくという形が、大きく分けてあると思います。今後、実際にどうするかということにつきましては、委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。

(林座長) それでは、今日の議論はよろしいでしょうか。よろしければ、本日の意見交換を終了させていただきたいと思います。本日の意見交換の内容を踏まえて、次回、更に検討を進めてまいりたいと思います。委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から何か伝達事項はございますか。

次回の日程・閉会

(塩川食糧貿易課長) 林座長、どうもありがとうございました。

次回の検討会の日程については、現在、調整をしておりますので、決まり次第、おつて連絡をさせていただきたいと思っております。

本日は、皆様、熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。

(以上)